

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年7月8日 13時13分ごろ
発生場所	愛媛県松山市堀江漁港北北西方沖 堀江港一文字防波堤西灯台から真方位339° 1,460m付近 (概位 北緯33°55.2′ 東経132°44.5′)
事故の概要	漁船第5水産丸は、揚網作業中、甲板員がボールローラに右手を巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和4年10月3日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第5水産丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 2 2 9 3 0 (漁船登録番号)、株式会社森水産
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 甲板員A、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか2人が乗り組み、僚船と船団を構成し、いわし機船船びき網漁の目的で、2そう引きでえい網していた。</p> <p>本船及び僚船はえい網を終え、停船して本船の右舷を僚船の左舷に接舷して固定した状態で、漁網の揚網作業を始めた。</p> <p>船長は、後部甲板左舷側に設置されたボールローラ（以下「本件ローラ」という。）を操作し、漁網の袋網部分を船尾から巻き揚げ始めた。</p> <p>船長は、本件ローラの船尾側で船首方を向いて立ち、船尾から引き揚げた袋網を両手で持ち、本件ローラに送り込んでいた。</p> <p>甲板員Aは、本件ローラの船首側で船尾方を向いて立ち、本件ローラから出た袋網を持って、船内に引き込んでいた。</p> <p>船長は、揚網作業中、袋網が本件ローラに噛みこんで動かなくなったので、本件ローラの回転方向を繰り出し方向に変えて、噛みこみを解消しようと思い、本件ローラの操作レバーを繰り出し方向に操作したところ、本件ローラが繰り出し方向に動き始め、袋網を引き込んでいた甲板員Aの右手が本件ローラに巻き込まれた。</p> <p>船長は、甲板員Aの叫び声で本事故の発生に気付き、本件ローラを停止した。</p> <p>甲板員Aは、右手に挫創を負った。</p>

	<p>船長は、袋網が本件ローラに噛みこむことは何度も経験しており、本事故時、袋網が本件ローラに噛みこんだことに甲板員Aも気付いており、本件ローラを逆回転させてもいいように袋網から手を離していると思い、本件ローラの回転方向を変えることを甲板員Aに伝えないうまま、操作レバーを繰り出し方向に操作した。</p> <p>甲板員Aは、袋網が本件ローラに噛みこんだことに気付いていなかった。</p> <p>甲板員Aは、いわし機船船びき網漁漁船の乗組員として、約20年の経験があった。</p>
分析	<p>本船は、揚網作業中、袋網が本件ローラに噛みこんだ際、船長が、甲板員Aが袋網から手を離していると思い、甲板員Aに声をかけずに操作レバーを繰り出し方向に操作したことから、袋網が本件ローラに噛みこんだことに気付いていなかった甲板員Aの右手が本件ローラに挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、甲板員Aも袋網が本件ローラに噛みこんだことに気付いており、本件ローラを逆回転させてもいいように考えたことから、声をかけずに操作レバーを繰り出し方向に操作したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、揚網作業中、袋網が本件ローラに噛みこんだ際、船長が、甲板員Aが袋網から手を離していると思い、甲板員Aに声をかけずに操作レバーを繰り出し方向に操作したため、袋網が本件ローラに噛みこんだことに気付いていなかった甲板員Aの右手が本件ローラに挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の乗組員は、揚網作業中、ローラの回転方向を変える際、他の乗組員にも声をかけ、乗組員の安全を確認した後、ローラの操作レバーを操作すること。 ・漁船の乗組員は、揚網作業中のローラに体を近づけすぎないように注意を払うこと。